

越監告示第 12 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和3年9月1日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

1 監査対象及び執行期間

教育振興課 令和3年6月23日（水）～6月25日（金）

2 措置状況

表 題	会計処理について（学校現場監査）
監査の結果	<p>&lt;指摘事項&gt;</p> <p>令和元年度に口頭指導した「給食会計の複数通帳管理」及び「学校の管理運営に係る経費のPTA会計からの支出」について、不適切な事務処理の学校が見受けられた。</p> <p>改めて、適切な事務処理をするよう確実に指導されたい。</p>
措置の内容	<p>給食会計については、令和元年9月、学校に対し通帳の複数管理を改めるよう指導いたしましたが、現在も改善に至っていない学校には、複数管理による弊害と会計の透明性確保の必要性を説き、適切な事務処理を行うよう指導いたします。</p> <p>また、学校教育法第5条の規定に基づき市が負担する経費について、PTA会計から補助していることについては、是正することといたします。</p>